

高齢者のための交通支援事業（協議会事務局案）一例 1

1 支援対象者

(1) 支援対象の条件

ア 御殿場市の住民基本台帳に記録されている者で、満 70 歳以上の者※₁。かつ、生活保護法の規定による被保護世帯に属しておらず日常生活に必要な移動手段を持たない者※₂で市税等の滞納がない者

イ 御殿場市の住民基本台帳に記録されている者で、65 歳以上の自動車運転免許証を返納し、かつ日常生活に必要な移動手段を持たない者

※₁ 70 歳以上とする根拠

平成 28 年度介護保険課実施のアンケート調査結果から、日常生活に必要な移動手段を持たないと回答した者は、65 歳以上 1,400・70 歳以上 1,200・75 歳以上 1,000であった。

また、平成 28 年度からスタートした免許返納制度の返納者の実績から、65 歳以上 69 歳以下の返納率は低く（12%）、70 歳以上 74 歳以下になると返納率が高く（24%）なる（75 歳以上の返納率も 70 歳以上 74 歳以下と同様である）。

一般的に、69 歳以下は比較的元気な高齢者が多いことが、免許返納者の数からも想定される。しかし、70 歳以上となると交通安全面の配慮から返納者の数も増える傾向にあり、生活移動に支障を来す方が多くなっていると思料する。そのため、本制度では 70 歳以上を対象とし、65 歳以上で免許を返納した者も対象とする。

※₂ 「日常生活に必要な移動手段を持たない」とは

自動車運転免許証の交付を受けておらず車両を保有していない者。
なお、本人の名義上の保有以外に家族等が車両を運転でき、日常生活の交通手段に支障を来さない者は対象外とする。

(2) 想定される対象人数

約 1,000 人

2 支援内容

(1) 支援対象

タクシー乗車・バス乗車・バス定期券（シルバー定期）購入

(2) 年間支援金額

タクシー運賃で 4 回/月※₁分の一部助成を検討

※₁ 4回/月の根拠について

高根地区アンケート調査により、買い物は週1回程度が多く（44％）、次いで週3回程度（37％）であった。また、通院は月1回程度（60％）が多く、次いで年数回程度（49％）であった。

これらの結果から週1回（月4回）とした。

(3) バス乗車・バス定期券（シルバー定期）の購入にも使用可

＜参考＞シルバー定期販売額

3か月 10,290円

6か月 15,430円

1年 25,710円

3 平成28年度事業について

平成29年2月から制度を開始（2か月間）

4 事業スケジュール

平成28年 5月	・介護福祉課高齢者実態調査アンケート項目の調整（19日まで） ・タクシー等助成要綱（案）の作成開始
7月	・アンケート回答（粗データー）中旬 ・対象者の絞り込み作業（利用者数、事業費）
8月	・2役報告（事業方針の報告） ・公共交通庁内検討委員会（事業方針の検討） ・タクシー等事業者調整 ・公共交通協議会（事業方針について意見交換） ・3か年実施計画（平成29年度事業費計上） ・調整会議
9月	・庁議
10月	・議会（全協）説明
11月	・財産区連絡協議会（平成29年度繰入れ要請について） ・市広報紙等での事業周知（20日号） ・平成29年度予算計上
12月	・申請受付（平成29年1月まで）
平成29年 2月	・制度開始

5 高根地区デマンド交通の導入について一例2

高根地区デマンド交通の導入については、引き続き地元関係者と研究を続けていく。